エックスモバイル株式会社

UNLIMITED および UNLIMITED・プラス　利用規約

平成 27 年度 6 月 10 日版

エックスモバイル株式会社（以下、「当社」といいます）は、UNLIMITED・プラスに関する利用規約（以下、「本規約」といいます）を以下のとおり定め、これによりUNLIMITED・プラスを提供します。

第一章　総則

第1条（定義）

本規約における用語を以下のとおり定義します。

① 「UNLIMITED・プラス」（以下、「本サービス」といいます）とは、この規約に基づいて提供される当社のサービスの総称をいいます
② 「UNLIMITED・プラス契約」とは、本サービスの利用に関する契約をいいます
③ 「契約者」とは、本サービスの契約者をいいます
④ 「本 SIM カード」とは、本規約に基づき貸与される、契約者情報を記録した IC カードをいい、本 SIM カードには、Xi 対応 SIM カード、Xi 対応 microSIM カード及び Xi 対応 nanoSIM カードの 3 つの SIM カード種別が含まれるものとします
⑤ 「音声通話機能付き SIM カード」とは、本 SIM カードのうち、当社が定める音声通話機能を有するものをいいます
⑥ 「携帯電話事業者」とは、当社と直接または間接にワイヤレスデータ通信および回線交換サービスの提供にかかる相互接続協定その他の契約を締結している携帯電話事業者をいいます。現在の携帯電話事業者は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモです
⑦ 「ワイヤレスデータ通信」とは、携帯電話事業者が提供する無線データ通信パケット交換方式により符号の伝送を行うためのものをいいます
⑧ 「ユニバーサルサービス料」とは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金をいいます
⑨ 「契約者回線」とは、本サービスに係る契約に基づいて、契約者が利用する電気通信回線をいいます
⑩ 「通信機器」とは、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）で定める種類の端末設備の機器をいいます
⑪ 「自営端末機器」とは、契約者が本 SIM カードを利用するため自ら用意する端末機器（当社が契約者に対して販売した機器も含みます）をいいます
⑫ 「協定事業者」とは、当社と相互接続協定その他の契約を結んだ電気通信事業者をいいます
⑬ 「消費税相当額」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます

第 2 条（契約の単位）

1. 当社は、一の種類の一の本サービス毎に一の本サービス契約を締結するものとします。
2. 契約者は、本サービスについて、複数のサービス契約を申し込むことが出来るものとし、その上限契約数は特に定めません。但し、当社よる与信判断、当社サービス方針により契約数の制限をかける場合があります。
3. 当社は、1 に定める一の本サービス契約において、一の主回線契約に紐づく最大二の副回線契約を締結できるものとします。

第 3 条（本契約）

1. 契約者は、本規約およびその他の本サービスに関する諸規定に従って本サービスを利用するものとします。
2. 当社本は本規約を変更する事があります。この場合には、本サービスの利用条件は変更後の規約によります。

第 4 条（本サービスおよび付加機能サービスの申込および利用開始）

1. 本サービスの利用規約は、本サービスの利用希望者が本規約に同意の上で、当社が別途定める手続きに従い本サービスへの申し込みをなし、当社が当該希望者を本サービスの契約者として登録した時点をもって成立するものとします。
2. 本サービスにおいて、音声通話機能付き SIM カード利用の申し込みをする者は、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成 17 年 31 号）第 9 条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）のために当社が別途定める書類を、当社が定める期日までに提示する必要があります。
3. 本サービスの課金開始基準日となる本サービスの開始日は、当社が指定するものとします。
4. 当社は、申し込みがあった時は、これを承諾するものとします。但し、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。
   ① 本サービス利用の申込者（以下、「申込者」といいます）が本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあることが明らかであるとき
   ② 申込者が第 21 条（利用停止）第 1 項各号の事由に該当するとき
   ③ 申込者が、申込以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、且つ、当社から当該契約を解除したことがあるとき
   ④ 申込に際し、当社に対し殊更虚偽の事実を通知したとき
   ⑤ 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することが出来ないクレジットカードを指定したとき
   ⑥ 申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき

⑦　本条第 2 項において、本人確認が出来ないとき

5. 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は申込者に対しその旨を通知します。
6. 当社は、本条第 4 項に掲げる自由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合においての承諾を留保または拒絶するものとします。
7. 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできる本サービスの個数の上限を定めることが出来るものとします。この場合において、当該個数の上限を超えて本サービスの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。
8. 契約者は、本サービス利用契約の申込の際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。

第 5 条（携帯電話事業者との契約）

契約者は、本サービスを利用するにあたり、ワイヤレスデータ通信及び音声通話サービスの提供を受けるため、携帯電話事業者の定める約款に基づき、契約者と携帯電話事業者との間で接続契約が締結され、本サービスの利用の終了により接続契約が解約されることを了承します。その場合、当社が当該接続契約の申込および解約を携帯電話事業者に取り次ぐものとします。現在の携帯電話事業者の定める約款は、Xi サービス契約約款です。なお、契約者において特段の手続きは不要です。

第 6 条（権利の譲渡制限等）

1. 契約者が、本サービス契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。
2. 契約者は本サービスを再販売する等、第三者に本サービスを利用させることはできません。
3. 但し、2 において主契約者情報に記載のある利用者は、本サービスを利用することが出来ます。

第二章　本サービス

第 7 条（通信区域）

1. 本サービスの通信区域は、携帯電話事業者の通信区域のとおりとします。本サービスは接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行う事が出来ます。但し、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行う事が出来ない場合があります。
2. 前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、本サービスが利用出来ないことによる如何なる損害賠償も請求することはできません。

第 8 条（通信区域）

1. 当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、または携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者または協定事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づく、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。
2. 前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによる如何なる損害賠償も請求することができません。

第 9 条（通信時間等の制限）

1. 前条の規定による場合の他、当社は通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う為、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置（当社、協定事業者または携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます）をとることがあります。
3. 当社は、一定期間における通信時間が当社の定める時間を超えるとき、または一定期間における通信容量が当社の定める容量を超えるときは、別紙料金表第 2 の定めに従いその通信を制限、もしくは切断することがあります。
4. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。
5. 本条に基づき通信時間等の制限が行われる場合、契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによる如何なる損害賠償も請求することは出来ません。
6. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第 10 条（通信時間の測定）

本サービスに係る通信時間の測定方法は、次のとおりとします。

① 通信時間は、発信者および着信者双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻（その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することが出来る状態にした時刻とします）から起算し、発信者または着信者による

通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含みます）により測定します

② 前号の定めにかかわらず、契約回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき（第 8 条（通信利用の制限）により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします）は、協定事業者が別途定める規定による時間を通信時間とします

第 11 条（通信速度等）

1. 当社が本サービス上に定める通信速度は、実際の通信速度を示すものではなく、接続状況、契約者が使用する本 SIM カード、情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを、契約者は了承するものとします。
2. 当社は、本サービスにおける通信速度について、如何なる保証も行わないものとします。
3. 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損または滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

第 12 条（契約者識別番号の付与）

契約者識別番号の付与は、携帯電話事業者の定める約款に従い、携帯電話事業者が行います。

第 13 条（契約者の禁止事項）

契約者は本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為。他人の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為
2. 他人を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を著しく毀損する行為
3. 詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為
4. わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、または掲載する行為
5. 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結び付く、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為、貸金業を営む登録を受けずに金銭の貸し付けの広告を行う行為
6. 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
7. 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
8. 自己の ID 情報を他人と共有し、または他者が共有しうる状態に置く行為
9. 他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の利用者の ID 情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます）
10. コンピュータウィルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為

11. 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容または様態で、宣伝その他の書き込みをする行為
12. 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメール等を送信する行為
13. 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為
14. 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
15. 違法行為（拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介または誘引（他人に依頼することを含む）する行為
16. 人の殺人現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
17. 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
18. 犯罪や違法行為に結び付く、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
19. その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
20. 他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為
21. 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、またはそれらの運営を妨げる行為
22. その行為が前各号のいずれかに該当する事を知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを貼る行為
23. 利用回線を故意に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為
24. 多数の不完了呼を故意に発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれのある行為
25. 本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対して自動電話ダイアリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘など行う行為
26. 自動ダイアリングシステムを用いまたは合成音声通信もしくは録音音声等を用い、第三者が嫌悪感を抱く音声通信をする行為
27. SIM カードに登録されている電話番号、その他の情報を変更または消去する行為
28. 位置情報を取得することが出来る端末機器を利用者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれのある行為
29. その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害する行為
30. 前各号に該当するおそれがあると甲が判断する行為

第 14 条（契約者の義務またはサービス利用の要件）

1. 契約者が本サービスにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当該 IP

アドレス以外の IP アドレスを使用して本サービスを利用することはできません。

2. 契約者は、音声通話機能付き SIM カードを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下、「MNP」といいます）による転入または転出を行うことが出来ます。尚、MNP 転入または転出については、以下の条件が適用されます。
   ① 転入元事業者の契約者と、本サービスに係る契約の契約者が同一である必要がありま す
   ② 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります
   ③ 電話番号を利用することができない期間（MNP 転入手続完了後から、当該手続に係る音声通話機能付き SIM カードが契約者の指定した送付先に到着するまでの期間）がありま す
   ④ 本サービスにおいて MNP 転入手続が出来る音声通話機能付き SIM カード数の上限は契約回線数と同数とします
   ⑤ 本サービスに係るサービス利用の申込と同時に MNP 転入手続を行う必要があります
3. 契約者は、本サービスに係るサービス利用の申込と同時に MNP 手続きを行う必要があります。一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。
4. 契約者は、音声通話機能付き SIM カードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしも株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。
5. 本サービスの各プランにおいて、当該サービスの契約者が、当社に対し MNP による転出を通知した場合は、当該サービスの解除を通知したものとみなされます。また、他の電気通信事業者への電話番号の転出が完了した場合、転出が完了した日が本サービス利用契約の解約日となります。

第三章　端末機器および SIM カード

第 15 条（端末機器利用にかかる契約者の義務）

1. 契約者は、端末機器を電気通信事業者法および電波法関係法令が定める技術基準（以下、「技術基準」といいます）に適合するよう維持するものとします。
2. 契約者は、端末機器について次の事項を遵守するものとします。
   ① 端末機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必

要があるときはこの限りではありません
② 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと
③ 端末機器に登録されている契約者識別番号その他の情報を読出し、変更または消去しないこと

第16条（本SIMカード）

1. 本サービスの利用には、本SIMカードが必要となります。本SIMカードは、携帯電話事業者が契約者に貸与するものであり、譲渡するものではありません。
2. 契約者は、本SIMカードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 契約者は、本SIMカードの契約者以外の第三者への利用許諾や、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。
4. 契約者による本SIMカードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による本SIMカードの使用により発生した料金等については、全て当該 SIM カードの管理責任を負う契約者の負担とします。
5. 契約者は、本 SIM カードが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
6. 契約者の責めに帰すべからざる事由により本SIMカードが故障した場合に限り、当社は自らの責任において本SIMカードの修理若しくは交換（種別の異なるSIMカードの交換はできないものとします。以下同じとします。）をする義務を負うものとします。
7. 契約者は、本 SIM カードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読出し、変更または消去してはならないものとします。
8. 契約者は、本SIMカードに、当社、携帯電話事業者および第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとします。契約者の責めに帰すべき事由により本 SIM カードが故障した場合は、修理若しくは交換の費用は契約者の負担とします。なお、この場合、契約者は、修理若しくは交換のための費用のほか、別紙料金表第1表第6（SIMカード損害金）に規定する損害金を当社に支払うものとします。
9. 契約者は、本 SIM カードの利用料金を、本サービスの利用料金に含めて当社に対して支払うものとします。
10. 契約者が、本SIMカード以外のSIMカードを使用すると、本サービスにおける接続サービスの提供が受けられない場合があると同時に、当社および携帯電話事業者の通信設備に不具合が生じる場合があります。契約者が、本SIMカード以外のSIMカードを使用したことに起因して、当社、携帯電話事業者および第三者に生じた一切の損害については当該契約者が賠償の責任を負うものとします。
11. 契約者は、本サービスに関する契約終了後、当社が定める期日までに本 SIM カードを当社に

返却するものとし、当該期日までに返却がなかった場合及び破損した場合、別紙料金表第 1 表第 6（SIM カード損害金）に規定する損害金を当社に支払うものとします。

第 17 条（契約者識別番号の登録等）
契約者の契約者識別番号の登録等は、携帯電話事業者の定める約款に従い、当社が協定事業者を通じて携帯電話事業者に取次ぎます。

第 18 条（自営端末機器）
1. 契約者は、本サービス利用するために必要となる設備については、契約者が自己の費用と責任において準備および維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備が技術基準に適合しない場合、当該自営端末機器での本サービスの利用をできないものとします。
3. 当社は、前項の場合において、契約者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第四章　提供の中断、一時中断、利用停止および解除

第 19 条（提供の中断）
1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することがあります。
   ① 当社または協定事業者もしくは携帯電話事業者の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
   ② 第 8 条（通信利用の制限）または第 9 条（通信時間等の制限）により通信利用を制限するとき
   ③ 携帯電話事業者の約款により通信利用を制限するとき
2. 当社は、本条に基づく利用の中断について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部のご返金はいたしません。

第 20 条（契約者からの請求による利用の一時中断）
1. 当社は、契約者からの当社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
2. 前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた契約者が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。
3. 本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定時間経過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに

生じた利用料金は契約者による利用であるか否かにかかわらず、契約者の負担とします。

4. 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金（月額基本料、ユニバーサルサービス料金等の月額料）は発生します。

第 21 条（利用停止）

1. 当社は、本サービスの仕様として定める場合の他、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。
   ① 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）
   ② 本サービスに関する申込みについて、申込みの内容が事実に反することが判明したとき
   ③ 契約者が当社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実に反することが判明したとき
   ④ 第 4 条第 2 項に定める本人確認に応じないとき
   ⑤ 第 18 条（自営端末機器）の規定に違反し、本 SIM カードを技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき
   ⑥ 当社の業務または本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または故障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき
   ⑦ 本サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき
   ⑧ 本サービスが違法な態様で使用されたとき
   ⑨ 前各号のほか、本規約の定めに違反する行為が行われたとき
2. 本条に基づく本サービスの提供の停止があっても、本サービスの利用料金（月額基本料、ユニバーサルサービス料金の月額料）は発生します。
3. 当社は、本条に基づく本サービスの提供の停止について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部のご返金はいたしません。

第 22 条（当社による利用規約の解除）

当社は、契約者が前条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社お業務の遂行上著しい支障を及ぼす場合、またはそのおそれがある場合、契約者の利用契約を解除することがあります。

第 23 条（解約）

1. 契約者は、当社が別途定める手続きに従い、本サービスの利用規約を解除することができるものとします。
2. 前項に定める解約手続きに基づく本サービスの利用契約の終了時点は、解約手続きが完了した時点とします。但し、利用規約の終了後ワイヤレスデータ通信、SMS 機能または音声通話

機能の利用が可能な場合で、かつ当該機能の利用が確認された場合にあっては、利用契約の終了にかかわらず、契約者は本規約の定めに基づく当該利用に係る料金を支払うものとします。

3. 本SIMカードの修理若しくは交換に際して、修理若しくは交換対応後の本SIMカードを受領いただけない場合は、別途当社の指定する期日をもって本サービスを解約するものとします。

第五章　料金

第24条（料金）

1. 当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、手続に関する料金およびユニバーサルサービス料、解約事務手数料等、別途当社が定める料金表に定めるところによるものとし、契約者はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。
2. 当社が貸与した本SIMカードを紛失、破損した場合及びその他の理由により本SIMカードを当社に返却しない場合の SIM カード損害金は、別途当社が定める料金表に定めるところによるものとし、契約者はSIMカード損害金について支払う義務を負うものとします。
3. 月額料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第21条（利用停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る月額料金の額に算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第25条（基本使用料等の支払義務）

本サービスの契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、別紙料金表第1表第1（基本使用料）および第5（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを要します。

第26条（料金の計算等）

料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途当社が定めるところによります。

第27条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、当社の請求に従い、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加えないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第28条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第六章　損害賠償

第29条（本サービスの利用不能による損害）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を、発生した損害とみなしその額に限って賠償します。
   ① 月額基本料、ユニバーサルサービス料、および付加機能サービス（有料サービス）等の月額料
   ② 通信料（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6 料金月の 1 日当たりの平均通信料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します）
3. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

（注）本条第 2 項第 2 号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における 1 日当たりの平均通信料とします。

第30条（責任の制限）

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当社は、その全く利用できない時間を 24 で除した商（小数点以下の端数を切り捨てるものとします。）に月額基本料の 30 分の 1 を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額

に限って賠償します。

2. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
3. 当社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益については、一切責任を負わないものとします。

第 31 条(免責)

1. 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されているデータ、情報等の内容等が変化または消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。
2. 当社は、本規約等の変更により自営端末機器の改造または変更(以下本条において「改作等」といいます)を要する事となる場合であっても、その改造などに要する費用については負担しません。

第 32 条(損害賠償額の上限)

当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通信損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当社が当該損害の発生までに当該契約者から受領した料金の額を上限とします。ただし、当社に故意もしくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第七章

第 33 条(当社の維持責任)

当社は、当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

第 34 条(契約者の維持責任)

1. 契約者は、自営端末機器を、当社の定める技術基準および技術的条件に適合するよう維持するものとします。
2. 前項の規定によるほか、契約者は、自営端末機器(移動無線装置に限ります)を無線設備規則に適合するよう維持するものとします。

第 35 条(契約者の切分責任)

契約者は、自営端末機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社

の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末機器に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をするものとします。

第 36 条（修理または復旧）
当社は、当社の設備した電気通信設備が故障し、または滅失した場合はすみやかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24 時間以内の修理または復旧を保証するものではありません。

第 37 条（保証の限界）
1. 当社は、通信の利用に関し、当社の電気通信設備を除き、相互接続点等を介し接続している、電気通信設備いかかる通信の品質を保証することはできません。
2. 当社は、インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本サービスに瑕疵のないことを保証することはできません。

第 38 条（サポート）
1. 当社は、契約者に対し、本サービスの利用に関する当社が定める内容の技術サポートを提供します。
2. 当社は、前項に定めるものを除き、契約者に対し、保守、デバッグ、アップデートまたはアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。

第八章　雑則

第 39 条（位置情報の送出）
1. 携帯電話事業者または協定事業者がワイヤレスデータ通信に係る当社との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信中にその当社に係る電気通信設備から携帯事業者が別に定める方法により位置情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報をいいます。以下本条において同じとします）の要求があったときは、契約者があらかじめ当社への位置情報の送出に係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。
2. 当社は、前項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。

第 40 条（情報の収集）
当社は、本サービスに関し、契約者に技術サポート等を提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。契約者は、契約者から必要な情報が提供されないことにより、当社が十分な技

術サポート等を提供できないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

第 41 条（反社会的勢力に対する表明保証）

1. 契約者は、サービス利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けてないことを表明し、保証するものとします。
2. 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。
   ① 反社会的勢力に属していること
   ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
   ③ 反社会的勢力を利用していること
   ④ 反社会勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
   ⑤ 反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有していること
   ⑥ 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと
3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第 42 条（他の電気通信事業者への情報の通知）

契約者は、料金をその他の債務の支払いをしない場合、または前条に定める契約者確認に応じない場合には、当社が、当社以外の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日および支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なものおよび支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります）を当該事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 43 条（本サービスの廃止）

1. 当社は、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第 44 条（本サービスの技術仕様等の変更等）

当社は、本サービスにかかわる技術仕様その他の提供条件の変更または電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用する本 SIM カードの改造または撤去等を要することとなった場合であっても、その改造または撤去に要する費用について負担しないものとします。

第 45 条（本サービスの変更等）

1. 当社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスの内容の変更等をできるものとします。ただし、会員によって不利な変更等の場合、当社は事前に通知するものとします。
2. 当社は事前に通知することで、会員の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を休廃止できるものとします。

第 46 条（債権の譲渡および譲受）

1. 契約者は、月額利用等本サービスにかかわる債権を当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。この場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承諾の請求を省略するものとします。
2. 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）の規約等が定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することをあらかじめ承諾するものとします。この場合、本サービスを提供する事業者および当社は、契約者への個別の通知または譲渡承諾の請求を省略するものとします。
3. 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。

第 47 条（分離性）

本規約の一部分が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第 48 条（協議）

当社および契約者は、本サービスまたは本規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第 49 条（その他）

1. 本規約から生じる当社の権利は、当社が権利を放棄する旨を契約者に対して明示的に通知しない限り、放棄されないものとします。
2. 本規約は、日本の国内法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本規約もしくは本サービスに関する紛争または本サービスに基づいて生じる一切の権利義務に関する紛争は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所のみをもって第一審の専属管轄裁判所とします。
3. 本サービスに関する訴訟は、当該訴訟の原因が生じてから一年以内に提起されなければならないものとします。

付則

この規約は平成 27 年 2 月 28 日から実施します。

別紙

通則

（料金の計算方法等）

1　当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、通信料等は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

（注）料金月に従って通信料を計算する場合において、通信又はセッションを開始した料金月と終了した料金月が異なるときは、当社が定める方法により計算するものとします。

2　当社は、本サービスに係る通信に関する料金については、通信の種類等ごとに合計した額により、支払いを請求します。

3　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更することがあります。

（端数処理）

4　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てとします。

（料金等の支払い）

5　契約者は、本サービスの料金について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合おいて、契約者は、その料金について、当社が指定する場所において又は送金により支払っていただきます。

6　料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（消費税相当額の加算）

7　第24条（料金）から第27条（割増金）までの規定等によい、この料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

料金表　第1表

第1　基本使用料

1　適用

<table>
<tr><th colspan="2">基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>料金プラン</td><td>ア　料金プランには、次の種別があります。
<table><tr><th>サービス</th><th>プラン</th><th>概要</th></tr><tr><td rowspan="2">エックスモバイル</td><td>UNLIMITED</td><td>データ無制限の定額プラン</td></tr><tr><td>UNLIMITED プラス</td><td>音声付きデータ無制限定額プラン</td></tr></table>イ　契約者は、いずれかの料金プランを選択していただきます。
ウ　基本使用料は、契約開始月から契約終了月まで生じます。尚、契約開始月の基本使用料は、当社が本サービスの利用に必要となる本 SIM カードを発送した日を起算日とし、起因日を含む当月月額料金を請求いたします。</td></tr>
</table>

2　料金額

サービス	プラン	単位	基本使用料月額
エックスモバイル	UNLIMITED	（1 契約ごとに）	2,980 円（税別）
	UNLIMITED プラス	（1 契約ごとに）	3,980 円（税別）

＊当社キャンペーン期間では、当社の Web もしくは広告媒体等に表記の料金体系が適応されます。

第2　通信の制限

1　適用

通信料の適用		
通信の条件	エックスモバイルの利用者は、当社の定める一定期間内に同じく当社が定める一定の通信データ量を超えたことを当社が確認した場合、その後一定期間の通信について、速度を制限させていただくことがあります。各プランの通信の条件は以下の通りです。	
サービス	プラン	制限内容
エックスモバイル	UNLIMITED	—
	UNLIMITED プラス	—

第3　音声通話機能付き SIM カード利用料

1　適用および料金額（UNLIMITED プラス等、通話機能付きプラン共通）

①　SMS 通信料金

国内への送信 1 通あたり 3 円（税抜）

国外への送信 1 通あたり 100 円（消費税は課税されません）

②　通話料金（国内）

通話料金 30 秒あたり 19.9 円（税抜）　デジタル通信料金 30 秒あたり 36 円（税抜）

通話料金（国際）　ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額（消費税は課税されません）

国際ローミング料金　ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額（消費税は課税されません）

2　音声通話機能の利用に関しては、以下の定めを適用します。

①　SMS 送信料金、通話料金（国内）、通話料金（国際）及び国際ローミング料金とは、SMS 送信、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、基本料金（月額）とは別に支払いを要する料金として定めるものです。

②　通話料金（国内）及び通話料金（国際）のうち、テレビ電話・64kb/s データ通信などのデジタル通信を利用した際は、デジタル通信料金が適用されます。

③　契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実積又は契約者の利用実積と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社は UNLIMITED プラスの利用を停止することがあります。

④　音声通話機能付き SIM カードの利用の終了にもかかわらず、SMS 機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

⑤　通話料金（国内）及び通話料金（国際）は、基本料金（月額）より 1 ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1 ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。

3　本サービスをご利用の契約者は、以下のオプションサービスがご利用になれます。以下のオプションサービス月額基本料は、各オプションサービスの契約開始月から契約終了月まで生じ、当社はオプションサービスの月額基本料について日割りは行いません。

①　キャッチホン　月額基本料 300 円（税抜）

②　留守番電話　 月額基本料 400 円（税抜）

第4　手続きに関する料金及び保証金

1　適用

<table>
<tr><td colspan="2">手続きに関する料金及び保証金の適用</td></tr>
<tr><td>①手続きに関する料金及び保証金の種別</td><td>手続きに関する料金は、次の通りとします。
<table><tr><td>種別</td><td>内容</td></tr><tr><td>ア　登録事務手数料</td><td>契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr><tr><td>イ　SIM カード交換手数料</td><td>本 SIM カードを再発行する際に、支払いを要する料金</td></tr><tr><td>ゥ　口座振替による契約にかかる保証金</td><td>口座振替を利用する場合、契約時に支払いを要する保証金。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>②SIM カード交換手数料の適用除外</td><td>本 SIM カードを再発行する場合において、本 SIM カードの初期不良、およびユーザーの責によらない不良による再発行の際には、本 SIM カード交換手数料は、①欄および2（料金額）の規定に関わらず、適用しません。</td></tr>
<tr><td>③手続きに関する料金の減免</td><td>当社は①欄および2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。</td></tr>
<tr><td>④保証金の返金</td><td>契約月を起算月とする契約後 13 ヶ月以降に解約の場合、お支払い残金が清算された時点で返金いたします。契約月を起算月とする契約後12カ月以内に解約の場合は、解約手数料10,000円を含む支払い残金が清算された時点でご返金いたします。尚、解約後期日内に残金の支払いがされない場合返金はいたしません。</td></tr>
</table>

2　料金額

料金種別	単位	料金額
①　事務手数料	1 枚ごとに	5,000 円（税抜）
②　SIM カード交換手数料	1 枚ごとに	3,000 円（税抜）
③　保証金	1枚ごとに	6,000 円

＊当社キャンペーン期間では、当社の Web もしくは広告媒体等に表記の料金体系が適応されます。

第5　ユニバーサルサービス料

1　適用

ユニバーサルサービス料の適用	ア　契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2　料金額

区分		単位	料金額
ユニバーサルサービス料	基本額	1契約ごとに	2円(税抜)

(注)ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金でありユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

第6　SIMカード損害金

1　適用

SIMカード損害金の適用	本SIMカードを当社に返還すべき場合において、サービス解約申出日から30日以内に当社が貸与した本SIMカードを当社の指定する場所に返還しない場合、SIMカード損害金の支払いを要します。

2　料金額

1枚ごとに10,000円(税抜)

第7　利用再開手数料

口座振替を利用する契約者による料金その他の債務の滞納理由による、利用停止を再開する場合には、以下に定める利用再開手数料の支払を要します。

1　適用

利用再開手数料の適用	ア　契約者は、利用再開手数料の支払いを要します。

2　料金額

区分	単位	料金額
利用再開手数料	1契約ごとに	3,000円(税抜)

第8　解約事務手数料

本サービスを、利用開始日が属する月を起算点とする12ヶ月以内もしくは24ヶ月以内に終了された場合、契約者は、以下に定める解約事務手数料の支払いを要します。

3　適用

解約事務手数料の適用	ア　契約者は、解約事務手数料の支払いを要します。

4　料金額

区分	単位	料金額
解約事務手数料	1契約ごとに	10,000円(税抜)

ただしルーター0円プランを契約している場合は以下のとおり

利用月数	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月
解約手数料	33,000	32,000	31,000	30,000	29,000	28,000
利用月数	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
解約手数料	27,000	26,000	25,000	24,000	23,000	22,000
利用月数	13ヶ月	14ヶ月	15ヶ月	16ヶ月	17ヶ月	18ヶ月
解約手数料	21,000	20,000	19,000	18,000	17,000	16,000
利用月数	19ヶ月	20ヶ月	21ヶ月	22ヶ月	23ヶ月	24ヶ月
解約手数料	15,000	14,000	13,000	12,000	11,000	10,000
利用月数	25ヶ月以降					
解約手数料	0					

第9　MNP予約番号発行手数料

1　適用

MNP予約番号発行手数料の適用	ア　MNP予約番号の付与を希望する契約者は、MNP予約番号発行手数料の支払いを要します。

2　料金額

区分	単位	料金額
MNP予約番号発行手数料	1契約ごとに	3,000円(税抜)

第10　プラン変更

契約者は、本サービスへの申込手続きが完了した日が属する月の翌日から、本サービスの各プラン間でプランの変更を行うことができます。プラン変更は、契約者のプラン変更希望の申込みを当社が受け付け、当社が所定の変更手続きを完了した日が属する月の翌月 1 日から適用されます。プラン変更にかかる事務手数料は以下別表に定めます。尚、契約者のプラン変更の申込み上限回数は、各月毎に1回とします。

以上

エックスモバイル株式会社

もしも保証プレミアム　サービス利用規約

平成 27 年度 3 月 31 日版

エックスモバイル株式会社（以下「エックスモバイル」といいます）は、もしも保証プレミアムサービスご利用規約（以下「本規約」といいます）に基づき「もしも保証プレミアムサービス」（以下「本サービス」といいます）を提供致します。お客様は、本サービスの利用申込にあたり本規約をご確認のうえご承諾いただく必要があります。

（定義）

第1条

本規約において使用する用語の定義は以下の各号に定めるとおりとします。

(1) 通信端末機

エックスモバイルが発売元としてエックスモバイルの標章を適正に付したうえで販売した通信機器のうち、エックスモバイルが提供するもしもシークスサービスを利用するための通信機器本体（電池パック、付属品、外部メモリ媒体、その他の製品を除きます）

(2) 電池パック

エックスモバイルの販売する製品のうち、通信端末機の各種機能を動作させるための充電式電池

(3) 付属品

エックスモバイルの販売する製品のうち、通信端末機に対応した卓上ホルダ、および通信端末機の取扱説明書

(4) 本携帯電話回線契約

本サービスの利用申込に際してお客様が利用されるお客様ご名義の携帯電話回線にかかるもしもシークス契約

(5) サービス利用契約

本規約に基づきエックスモバイルとお客様との間で締結する本サービスの利用に関する契約

(6) ご利用者

エックスモバイルとサービス利用契約を締結されているお客様

(7) 登録端末機

本サービスに申込む通信端末機としてお客様が本サービスの利用申込の際に指定され、エックスモバイルの顧客管理システムに登録されたものであり、保証対象事故が発生した際に本サービスによる保証の適用を受けることができる通信端末機（第5条に基づき登録端末機が変更された場合は、変更後の通信端末機を登録端末機とします）

(8) 保証

登録端末機と同一機種および同一カラーの通信端末機（ただし、登録端末機と同一機種または同一カラーの通信端末機のご提供が在庫不足等の事由により困難な場合は、別途エックスモバイルが指定する機種またはカラーの通信端末機とします）を登録端末機の代替としてエックスモバイルからご利用者に提供すること

(9) 交換通信機

保証により、登録端末機の代替としてエックスモバイルがご利用者に提供する通信端末機。なお、交換

通信機は、原則として、他のご利用者が利用されていた通信端末機を本サービスに基づきエックスモバイルが回収し、通信端末機の製造会社にて修理したうえで、筐体を交換し新製品の出荷時と同様の状態に初期化したリフレッシュ品となります。

(10) 旧端末機

保証によりエックスモバイルが送付した交換通信機をご利用者が受領され、第5条に基づき交換通信機が新たな登録端末機となった以降における従前の登録端末機

(11) 無事故期間

最後に保証を受けられたときから次に保証を受けられるまでの期間（サービス利用契約成立後、一度も本サービスによる保証を受けられていない場合については、利用開始時点から最初に保証を受けられるまでの期間）

(12) 保証対象事故

登録端末機が正常にご利用いただけない状態となった原因のうち、保証を受けることができる種類の事故等

(13) 保証請求事由

保証のお申込み時に、登録端末機に生じた保証対象事故としてご利用者がエックスモバイルに申告された事由

(14) 利用開始時点

エックスモバイルとご利用者との間でサービス利用契約が成立した時点

(15) 保証対象期間

ご利用者が登録端末機について保証を受けることのできる期間

(16) 利用制限

ご利用者の承諾のもと、約款等に基づく端末ロック等により旧端末機または登録端末機の利用を制限するサービスまたは機能

(17) SIMロック

携帯電話機について、エックスモバイルが提供したSIMカードを差し込んだ場合にのみ当該携帯電話機の通信機能を利用できるようにする機能およびその設定

(18) SIMロック解除

SIMロックに対応した携帯電話機について、SIMロックの設定を無効化すること

（サービス概要）

第2条

本サービスは登録端末機について保証対象事故が生じた際に、ご利用者のお申出に基づきエックスモバイルがご利用者に対して保証を行うことを内容とするサービスです。

2. エックスモバイルは、エックスモバイルが適当と判断する方法によりご利用者に通知または周知することにより、本サービスまたは本規約の内容の一部若しくは全部を変更できるものとし、この場合、変更日以降は変更後の本規約またはサービス内容が適用されるものとします。

（申込条件）

第3条

お客様は、本サービスの利用申込にあたり、お申込み時点において以下に定める申込条件を満たしていただく必要があります。

(1) エックスモバイルとの間で約款等に基づき本件携帯電話回線契約を締結されていること

(2) 本件携帯電話回線契約について、エックスモバイルが提供するもしも保証プレミアムサービスに入会されていること。

(3) もしもシークスサービスのご利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いただいていること。

(4) 本サービスに登録端末機としてお申込みいただく通信端末機を購入された日から起算して14日以内であること。

(5) 本サービスに登録端末機としてお申込みいただく通信端末機が、お客様がエックスモバイルまたはエックスモバイルの販売代理店より直接購入され、本件携帯電話回線契約に基づきお客様がもしもシークスサービスを利用されるための通信端末機としてエックスモバイルの顧客情報管理システムに購入情報が登録されているものであって、エックスモバイル若しくはエックスモバイルの販売代理店以外の第三者から譲渡若しくは貸与を受けたものではなくまたはお客様が拾得されたものではないこと。

(6) 本サービスに登録端末機としてお申込みいただく通信端末機が、保証対象事故その他の原因により正常にご利用いただけない状態にないこと。

(7) 本サービスに登録端末機としてお申込みいただく通信端末機が、第三者が紛失または盗難の被害に遭ったものではないこと。

(8) 本件携帯電話回線契約において、既に別の通信端末機を登録端末機として本サービスに申込まれていないこと。

2. 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客様が以下のいずれかに該当するときは、エックスモバイルはお客様からの本サービスへの利用申込をお断りさせていただくことがあります。

(1)過去に本規約もしくはもしもシークス契約等に違反したことがある場合、または過去に本規約第32条に基づきエックスモバイルからサービスご利用契約を解除されたことがある場合

(2)その他エックスモバイルが不適切と判断した場合

3. 本件携帯電話回線契約において、本サービスへのお申込み以前に既に本サービスを利用されていたことがある場合は、以前利用されていた際の保証の利用履歴等が新たに締結されるサービス利用契約に引き継がれ、第12条に定める保証の利用回数に以前利用されていた際の保証利用回数が算入されます。

（申込方法）

第4条

本サービスの利用申込は、本規約にご承諾いただいたうえで、エックスモバイルが別に定める方法に従いエックスモバイルに対し行っていただく必要があります。

2. エックスモバイルは、前項に従いお客様より本サービスの利用申込を受けた場合は、エックスモバイ

ルが定める基準に従いお申込み内容を審査し、適正なお申込みであり申込条件を満たすと判断した場合は、本サービスの利用申込を承諾するものとします。なお、エックスモバイルによる承諾をもって、お客様とエックスモバイルとの間に登録端末機についてサービス利用契約が成立するものとします。
3. 本サービスにお申込みいただくことができる登録端末機の台数は、本件携帯電話回線契約1契約あたり1台とします。本サービスは、ご利用の通信端末機毎にお申込みいただく必要があり、登録端末機毎にサービス利用契約が成立します。登録端末機以外は、本サービスによる保証を受けることができませんのでご注意ください。
（登録端末機の変更）
第5条
ご利用者が、本件携帯電話回線契約に基づきもしもシークスサービスをご利用いただくために登録端末機に替えて（または加えて）新しい通信端末機を購入された場合で、従来の登録端末機に替えて当該新しく購入された通信端末機を登録端末機とされることを希望される場合は、エックスモバイルが別に定める方法に従い登録端末機の変更をエックスモバイルにお申出いただくものとします。なお、本項に基づき登録端末機を変更される場合は、第3条1項（4）および当該新しく購入された通信端末機について第3条1項（5）～（8）に定める各条件を満たしていただく必要があります。
2. 本サービスの保証により交換通信機に変更された場合は、交換通信機が従来の登録端末機に替えてご利用者の新たな登録端末機となります。
3. 前三項に定める場合を除き、登録端末機は変更することはできません。
（変更事項の届出）
第6条
ご利用者は、本サービスのご利用にあたりエックスモバイルに届出ていただいた事項に変更が生じた場合は、エックスモバイルが別に定める連絡先に速やかにその変更を届出るものとします。
（債権の譲渡等）
第7条
ご利用者（エックスモバイルが指定するご利用者を除きます。）は、エックスモバイルが本サービスのご利用料金（以下「ご利用料金」といいます。）および第26条に定める違約金の債権を、エックスモバイルが定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することを承認していただきます。この場合において、エックスモバイルおよび請求事業者は、ご利用者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
2ご利用者は、エックスモバイルが前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所および契約者識別番号等の情報（請求事業者がご利用者へ料金を請求するために必要な情報であって、エックスモバイルが別に定めるものに限ります。）並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号等（請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、エックスモバイルが別に定めるものに限ります。）をエックスモバイルが請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
3ご利用者は、エックスモバイルが第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求

事業者への支払状況に関するものであって、エックスモバイルが別に定めるものに限ります。）を請求事業者がエックスモバイルに提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

（ご利用料金）

第8条

ご利用者には、ご利用料金として、サービス利用契約1契約につき別表1に定める月額料金およびお客様ご負担金を所定の支払期日までに支払っていただきます。

2. エックスモバイルは、エックスモバイルが適当と判断する方法により事前にご利用者に通知または周知することにより、前項に定めるご利用料金の一部または全部を変更することができるものとします。この場合、変更日以降（月額料金については変更日が属する月以降とします）は変更後のご利用料金が適用されるものとします。

3.第16条第6項第1号または第2号に基づきエックスモバイルがご利用者にSIMカード等をお送りする場合は、第1項に定めるご利用料金に加えて、約款等に定めるカード発行手数料を別途お支払いただく必要があります。

（ご利用料金の精算方法）

第9条

ご利用料金および第25条に定める違約金を、本件携帯電話回線契約の料金と同一の請求書にてご利用者にご請求致します。ただし、ご利用者が本件携帯電話回線契約の料金についてクレジットカードによるお支払を選択されている場合は、上記にかかわらず、本件携帯電話回線契約の料金と同様に、ご利用者が指定されたクレジットカード会社から請求されます。

2.ご利用者は、ご利用料金または第25条に定める違約金（第7条の規定により、エックスモバイルが請求事業者へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年14.5％の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていいただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

4. 本規約に別段の定めがある場合を除き、ご利用料金および第25条に定める違約金の請求、支払については、本件携帯電話回線契約にかかるもしもシークスサービス契約約款の定めを準用するものとします。

（通信料）

第10条

エックスモバイルは、お客様から本サービスの利用申込を受けた場合またはご利用者への本サービスの提供にあたり、本件携帯電話回線契約の携帯電話番号またはメールアドレスに対し、電子メールまたはショートメッセージをお送りする場合があります。

2. 前項に基づきエックスモバイルがお客様にお送りする電子メールの受信にかかる通信料、その他本サービスの利用申込または本サービスの利用に際し発生する通信料は、お客様のご負担となります。

（保証対象期間）

第11条

保証対象期間は、利用開始時点から第32条に基づきサービス利用契約が終了する時点までとします。
（保証のご利用回数）
第12条
保証にお申込みいただいた日を基準として過去1年間（登録端末機の変更、ご利用料金の変更がなされた場合などでも、期間はリセットされません）に、本件携帯電話回線契約に係るサービス利用契約に基づき既に2回保証を受けられている場合は、保証をご利用いただくことができません。
2.本件携帯電話回線契約において、本サービスへのお申込み以前に既に本サービスを利用されていたことがある場合は、以前利用されていた際の保証の利用履歴等が新たに締結されるサービス利用契約に引き継がれ、前項に定める保証の利用回数に以前利用されていた際の保証利用回数が算入されます。
（本サービスによる保証範囲）
第13条
保証対象事故の範囲は以下に定めるとおりとします。
⑴登録端末機の紛失
⑵登録端末機の盗難
⑶登録端末機の自然故障（取扱説明書、添付ラベル等の注意書にしたがった正常なご使用状態のもとで、発生した故障）
※ 購入から1年以内の登録端末機の自然故障はメーカー保証で保証されます。（本サービスによる保証の対象外）
⑷火災による焼失、水濡れ、その他偶然の事故による登録端末機の全損または一部の破損
（保証の対象とはならない場合）
第14条
前条にかかわらず、以下に該当する場合は保証を受けることはできません。
⑴保証請求事由が保証対象期間外に発生したものであるとき

⑵登録端末機における保証対象事故の発生を理由として、エックスモバイルが提供する他のアフターサービスを既に利用されているとき
⑶保証請求事由が登録端末機の紛失または盗難の場合であって、登録端末機が保証のお申込み以前に発見されたとき
⑷保証のお申込みが第28条に定める禁止事項のいずれかに該当するとき
⑸過去に本規約への違反があり、保証のお申込み時においてなお当該違反が是正されていないとき
⑹過去に本サービスにおいて同一名義のご利用者の保証のお申込み内容に虚偽申告があったとエックスモバイルが判断したとき
⑺保証請求事由が登録端末機の消耗、変質、変色等による損害（電池パックの消耗を含みます）であるとき
⑻保証請求事由が、登録端末機の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で登録端末機の機能に影響が生じていないものであるとき
⑼登録端末機が加工、改造、解析（ソフトウェアの改造、解析（ルート化等を含む）、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含む）されたもの、またはエックスモバイルが指定する正規の修理拠点以外で修理されたものであるとき
⑽保証請求事由が登録端末機の誤使用により生じたものであるとき
⑾保証請求事由が登録端末機または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・ICカード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害であるとき
⑿保証請求事由がコンピューターウィルスによる障害に起因するものであるとき
⒀保証請求事由がご利用者若しくはご利用者より正当な権限を与えられた登録端末機の使用者の故意または重大な過失により発生したものであるとき
⒁保証請求事由が地震、噴火、津波、河川の氾濫および流出による洪水により発生したものであるとき
⒂保証請求事由が戦争、暴動またはテロにより発生したものであるとき
⒃保証請求事由が差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき
⒄保証請求事由が核燃料物質、放射能汚染により発生したものであるとき
2. 前条にかかわらず、お支払期限を経過してもなおお支払いただいていないご利用料金（同一のご利用者名義の他のサービス利用契約にかかるご利用料金を含みます）があるときは、保証を受けることができない場合があります。
3.本サービスは、登録端末機の紛失等に起因する登録端末機の不正使用によってご利用者または第三者に生じる損害を保証するものではありません。
（保証のお申込み方法）
第15条
登録端末機について保証対象事故が発生し保証を受けることを希望される場合は、エックスモバイルが

別に定めるエックスモバイル連絡先にお電話によりご利用者ご本人から保証をお申込みいただく必要があります。エックスモバイルショップ等の実店舗ではお申込みいただけませんのでご注意ください。なお、保証のお申込み受付にあたり、ご利用者ご本人からのお申込みであることを確認させていただきます。
2.保証のお申込みは、保証対象事故が発生してから30日以内に行っていただく必要があります。
3.保証対象事故が紛失、盗難の場合で本件携帯電話回線契約の利用中断をされていないときは、保証のお申込みの際に併せて本件携帯電話回線契約の利用中断のお申込みをしていただく必要があります。ただし、エックスモバイルが提供したSIMカードを紛失、盗難されていない場合はこの限りではありません。
4.紛失、盗難若しくは火災による焼失を保証請求事由として保証をお申込みいただく場合または保証のお申込み時点において第20条に基づく旧端末機の送付が困難であるとエックスモバイルが認めた場合は、保証対象事故の発生日から起算して30日以内に、警察または消防署等公的機関へ当該保証請求事由の発生について届出をされている必要があります。
5.ご利用者は、保証のお申込みにあたって、エックスモバイルが第19条の規定により旧端末機または保証を申込まれた登録端末機の利用制限をする場合があることについてあらかじめ承諾をしていただく必要があります。ご利用者がこれに承諾いただけない場合、エックスモバイルは保証のお申込みを受け付けません。
6.保証のお申込みにあたって、エックスモバイルから交換通信機をお送りする前に、エックスモバイルが指定する書類をご提示いただく場合があります。
（交換通信機の送付）
第16条
エックスモバイルは、前条に基づきご利用者から保証のお申込みを受けた場合は、ご申告内容を精査し、保証の対象となると判断した場合は、保証を申込まれた登録端末機1台につき以下に定める製品を、保証のお申込み時にご利用者が指定された住所（日本国内の住所）にエックスモバイルが別に定める方法によりお送り致します。
(1)保証を申込まれた登録端末機の交換通信機1台
(2)上記交換通信機の電池パック1個
2.前項に基づきエックスモバイルがご利用者に提供する交換通信機は、原則として保証を申込まれた登録端末機と同一機種および同一カラーとします。ただし、登録端末機と同一機種または同一カラーの通信端末機のご提供が在庫不足等の事由により困難な場合は、別途エックスモバイルが指定する機種またはカラーの通信端末機とします（これにより、ご利用者は、交換通信機においてご利用いただける機能、サービスまたは料金等が変更になる場合があることをご了承いただきます）。
3.第1項に基づきエックスモバイルが提供する交換通信機のOSのバージョンはご利用者が保証を申込まれた登録端末機のバージョンと異なる場合があります。
4.第1項に基づきエックスモバイルが提供する交換通信機には、電池パックのほかは原則として付属品その他の製品は含まれないものとします。ただし、第2項ただし書きに基づきエックスモバイルがご利用

者に対し、保証を申込まれた登録端末機と異なる機種の通信端末機を交換通信機として提供する場合は、当該機種の付属品各1個も併せてお送り致します。
5.エックスモバイルが前条に基づく利用者からの保証のお申込みを受け付けた時点において、エックスモバイルの指定する手続きにより登録端末機につきSIMロック解除がなされている旨をエックスモバイルの顧客管理システムにおいて確認できた場合には、エックスモバイルは、第1項に基づきご利用者に提供する交換通信機についても、原則としてSIMロック解除がなされた状態でこれを提供するものとします。
6.以下のいずれかに該当する場合、エックスモバイルは、交換通信機とともに本件携帯電話回線契約の携帯電話番号を登録したSIMカードをお送り致します。
(1)登録端末機と共にエックスモバイルが提供したSIMカードも紛失、盗難または焼失した場合
(2)登録端末機の水濡れ、その他偶然の事故による全損または一部の破損によりエックスモバイルが提供したSIMカードがご利用いただけなくなった場合
(3)エックスモバイルが、本条第2項ただし書きの規定に基づき保証を申込まれた登録端末機と異なる機種の通信端末機を交換通信機として提供する場合で、エックスモバイルが提供したSIMカードの交換が必要となる場合
7.ご不在または届出られた住所の誤り等により、エックスモバイルが別に定める期間を経過しても交換通信機の再配達が完了しなかった場合は、保証の申込は取り消されたものとみなします。
8.第6項の規定に基づきSIMカードをお送りした場合、SIMカードの送付日の翌日から起算して20日を経過するまでの間(以下「開通期限」といいます)に、ご利用者が自ら当該SIMカードにつきエックスモバイル所定の開通手続き(当該SIMカードに登録された携帯電話番号にかかる本件携帯電話回線契約に基づく電気通信サービスの利用を可能な状態とするための手続きを指すものとし、以下「開通手続き」といいます)を実施されない場合には、開通期限経過後エックスモバイルが指定する時点をもってエックスモバイルにおいて当該SIMカードの開通手続きを実施することができるものとします。
9.前項の規定に基づきエックスモバイルが開通手続きを実施したことにより、ご利用者または第三者が何らかの不利益(旧端末機内に記録されたデータ(※)にかかる損害を含む)を被ったとしても、エックスモバイルは損害賠償責任その他の責任を負いません。
(※)発着信履歴・電話帳データ・電子メールデータ・画像データ・音源データ・おサイフケータイのICカード内のデータその他一切のデータを含み、第21条第1項においても同じとします。
(交換通信機の保証期間)
第17条
前条に基づきエックスモバイルがご利用者にお送りした交換通信機は、旧端末機のご購入時に添付されていた保証書に定める保証期間中は、ご利用者のお申出により、当該保証書に基づき無料修理をさせていただきます。
電池パックは「交換通信機お届けのご案内」に記した保証申込日から3ヶ月間、付属品は1年間、ご利用者から不具合のお申出があり、その不具合がエックスモバイルによる検査により認められた場合は、無料交換をさせていただきます。

2.ご利用者は、前条に基づきエックスモバイルがご利用者にお送りした交換通信機、電池パックまたは付属品について、受領された時点で破損その他不具合を発見された場合または送付後14日以内に自然故障が発生した場合は、エックスモバイルが別に定める期間内にその旨をエックスモバイルに申出るものとし、エックスモバイルの指示に従い当該不具合の発見された交換通信機、電池パックまたは付属品をエックスモバイルに返送するものとします。エックスモバイルは特段の事由がある場合を除き、本項に基づきご利用者より交換通信機、電池パックまたは付属品がエックスモバイルに返送され、当該交換通信機、電池パックまたは付属品に不具合若しくは自然故障が認められた場合は、ご利用者に対し交換通信機と同一機種の通信端末機、電池パックまたは付属品を別途お送りすることにより、無料交換を致します。本項に基づきエックスモバイルが定める期間内にご利用者よりお申出のなかった不具合または自然故障については、後日ご利用者からのご申告があった場合でも、第1項に定める保証書に基づく無料修理その他エックスモバイルが提供するアフターサービスによる場合を除き、無料交換の対象外とします。なお、本項に基づく交換通信機等の無料交換は、第12条に定める保証の利用回数に算入されません。

（旧端末機の所有権の移転）

第18条

旧端末機およびその電池パックの所有権は、第16条に基づきエックスモバイルのお送りした交換通信機をご利用者が受領された時点で、エックスモバイルに移転されるものとします。

（旧端末機の利用制限）

第19条

エックスモバイルは、次のいずれかに該当するときエックスモバイルの判断により、旧端末機または保証を申込まれた登録端末機について、ご利用者または第三者による利用を制限する場合があります。

(1)紛失、盗難若しくは火災による焼失を保証請求事由として保証をお申込みいただいたときまたは保証のお申込み時点において第20条に基づく旧端末機の送付が困難であるとエックスモバイルが認めたとき

(2)第20条に定める送付期限までに旧端末機がエックスモバイルに送付されないとき

(3)保証のお申込み受付後、当該お申込みにおいて虚偽の登録、届出若しくは申告があったとエックスモバイルが判断したとき

(4)前条に基づきエックスモバイルに所有権が移転した後において、エックスモバイルが利用制限することを判断したとき

2.本条の規定はエックスモバイルが旧端末機または保証を申込まれた登録端末機の利用制限をすることをご利用者にお約束するものではなく、また、エックスモバイルは旧端末機または保証を申込まれた登録端末機の利用制限をする義務を負うものではありません。

3.エックスモバイルは、エックスモバイルが旧端末機または保証を申込まれた登録端末機の利用制限をしたことにより、またはエックスモバイルが旧端末機または保証を申込まれた登録端末機の利用制限をしなかったこと若しくは利用制限ができなかったことにより、ご利用者または第三者が何らかの不利益を被ったとしても、ご利用者はご自身の責任において解決するものとし、エックスモバイルは損害賠償責

任その他の責任を負いません。
（旧端末機等の送付）
第20条
ご利用者は、第16条に基づきエックスモバイルがお送りした交換通信機を受領されたときは、保証請求事由が火災による旧端末機の焼失である場合または保証のお申込み時点において旧端末機の送付が困難であるとエックスモバイルが認めた場合を除き、エックスモバイルが別に定める期限（以下「送付期限」といいます）までに、旧端末機およびその電池パックをエックスモバイルが定める方法によりエックスモバイルに送付するものとします（エックスモバイルが提供したSIMカード等、外部メモリ媒体および付属品その他の製品を除いた状態で送付してください）。なお、旧端末機の紛失または盗難を保証請求事由として保証を申込まれた場合で送付期限までに旧端末機が発見されないときは、旧端末機が発見された際に速やかにエックスモバイルに送付するものとします。
2.前項の規定にかかわらず、第16条第6項に基づきSIMカード等を受領されているときは、前項に定める旧端末機の返還とともに旧端末機に装着されていたSIMカード等も送付していただきます。
3.万一、ご利用者がエックスモバイルの指定する物品等以外のものを送付された場合、エックスモバイルは、ご利用者が当該送付された物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、当該物品等をエックスモバイルが適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、ご利用者はこれに異議を唱えないものとします。エックスモバイルはご利用者に対し、当該物品等および当該物品等に含まれる情報等の取扱いおよび返送について責任を負いません。
（旧端末機の内部データの消去）
第21条
旧端末機の送付時には、旧端末機内に記録された一切のデータ（※）をご利用者において事前に全て消去してください。お送りいただいた旧端末機にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害についてエックスモバイルは一切の責任を負いません。また、旧端末機内に記録されていたデータの交換通信機への移行は、ご利用者自身の責任で実施するものとします。
（※）通信端末機の出荷時点で記録されていたもの等ご利用者において消去できないデータを除きます。
2. 旧端末機がおサイフケータイの場合は、ICカード固有の番号が、全てのおサイフケータイ対応サービス提供者に開示される場合がありますのでご了承ください（ご利用者の氏名、住所、ご利用内容等は開示されません）。
（確認書等の返送）
第22条
エックスモバイルが指定した場合、ご利用者は、交換通信機とともにエックスモバイルがご利用者にお送りする確認書等にご署名のうえ、第20条に基づき旧端末機を送付する際に併せてこれをエックスモバイルに返送するものとします。
2.前項にかかわらず、以下のいずれかの事由に該当し、エックスモバイルが指定した場合、ご利用者はエックスモバイルが定める方法により旧端末機以外の確認書等を送付期限までにエックスモバイルにご

返送いただきます。
(1)火災による旧端末機の焼失を保証請求事由として保証を申込まれた場合
(2)保証のお申込み時点において第20条に基づく旧端末機の送付が困難であるとエックスモバイルが認めた場合
(3)旧端末機の紛失若しくは盗難を保証請求事由として保証を申込まれたときで旧端末機が第20条に定める送付期限までに発見されない場合
(届出書の送付)
第23条
エックスモバイルは、前条第2項各号に定める事由により送付期限までに旧端末機をご送付いただけない場合、警察または消防署等公的機関へ保証請求事由の発生について届出をされた際の届出書の送付をご利用者に要請する場合があります。ご利用者の交付請求にかかわらず警察署または消防署等公的機関より届出書が交付されない場合は、受理番号または公的機関の受付担当者名等を確認書に記載していただきます。
2.前項に基づき届出書をお送りいただいた後であっても、旧端末機が発見された場合は、第20条に従い速やかにこれをエックスモバイルにご送付いただく必要があります。
(送料)
第24条
本サービスのご利用に伴う送料は、原則としてエックスモバイルの負担とします。ただし、ご利用者が旧端末機またはエックスモバイルが指定する書類をエックスモバイルが定める方法以外の方法により送付される場合は、当該送付にかかる送料はご利用者のご負担となります。
(違約金)
第25条
ご利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、別途所定の支払期日までに違約金として30,000円(税抜)をお支払いただきます。
(1)第20条または第23条の定めに違反し、旧端末機または届出書を送付期限内にエックスモバイルに送付されなかった場合
(2)保証のお申込み後に旧端末を返送いただけなくなった場合
(3)保証のお申込みを取消されたにもかかわらず、第27条の定めに違反しエックスモバイルが送付した交換通信機等をエックスモバイルの指定した期限までにエックスモバイルに返送されなかった場合
(4)第28条1項1号、3号の定めに違反して保証を申込まれた場合
2.エックスモバイルは、ご利用者にお支払いただいたご利用料金および違約金については、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。
(旧端末機の再生利用)
第27条
本サービスに基づきご利用者よりお送りいただいた旧端末機は、製造会社において故障部分を修理等し、筐体を交換して新製品の出荷時と同様の状態に初期化したうえで、本サービスにおける交換通信

機としてエックスモバイルから他のご利用者に提供する場合がございます。
（保証の中止）
第27条
第15条に基づき保証をお申込みいただいた場合であっても、正当な理由があるとエックスモバイルが認めるときは、エックスモバイルが送付した交換通信機等の梱包を開封されていない場合でかつ保証の申込後8日以内にお申出いただいた場合に限り、ご利用者は保証の申込を取消すことができます。この場合ご利用者は、エックスモバイルが別途指定する期間内にエックスモバイルが第16条に基づき送付した交換通信機等をエックスモバイルに返送するものとします。
（禁止事項）
第28条
ご利用者は、本サービスのご利用にあたり以下の行為を行わないものとします。
(1)本サービスの利用申込時、本サービスにおける保証の申込時、その他本サービスのご利用にあたり、虚偽の登録、届出または申告を行うこと。
(2)他者になりすまして本サービスを利用する行為。
(3)本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
(4)サービス利用契約により生じた権利若しくは義務またはサービス利用契約に関する契約上の地位を、エックスモバイルの承諾なく第三者に譲渡若しくは承継する行為。
(5)エックスモバイル若しくは第三者の知的財産権、所有権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
(6)第三者のプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
(7)エックスモバイル若しくは第三者を誹謗中傷し、名誉若しくは信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為。
(8)他のご利用者による本サービスの利用を妨害する行為。
(9)本サービスの提供に関するエックスモバイル若しくは第三者の設備に無権限でアクセスし、過度な負担を与え、その他本サービスの提供およびその運営に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為。
(10)エックスモバイルの営業活動を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
(11)エックスモバイルまたは第三者に不利益若しくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
(12)犯罪行為若しくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
(13)上記各号の他、法令、公序良俗、本規約若しくは約款等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
（お客様情報の利用）
第29条
エックスモバイルは、保証の申込受付時に必要と判断した場合は、第23条に定める届出書以外に、各種確認書類（ご購入時の領収書、本人確認書類等）の写しの提出をご利用者に求める場合がありま

す。
2.エックスモバイルは、本サービスの提供にあたり取得するご利用者の個人情報（当該情報によりまたは他の情報と照合することにより、ご利用者本人を識別し得る情報をいいます）をエックスモバイルが別途定める「お客様の個人情報に関するプライバシーポリシー」に従い取り扱います。
（ご利用者からの解約申出）
第30条
ご利用者は、本サービスの解約を希望されるときは、エックスモバイルが別に定める方法に従いエックスモバイルに対して本サービスの解約を申し出るものとします。
（エックスモバイルからの解除）
第31条
エックスモバイルは、ご利用者が以下のいずれかに該当した場合、催告することなくご利用者とエックスモバイルとの間のサービス利用契約を解除することができるものとします。
⑴第8条に定めるご利用料金または第25条に定める違約金その他本サービスにより生じた債務を、お支払期日を経過してもお支払いただけない場合
⑵第28条に定める禁止行為のいずれかに該当する行為を行った場合
⑶前各号の他、本規約のいずれかに違反した場合
⑷約款等または本規約に基づく変更の届出を怠る等の事由により、ご利用者のご連絡先が不明となり、エックスモバイルからご利用者に対するご連絡が不能になったとエックスモバイルが判断した場合
⑸その他本サービスのご利用状況が不適格であるとエックスモバイルが判断した場合
（サービス利用契約の終了）
第32条
ご利用者が以下に定める事項のいずれかに該当した時点をもって、ご利用者とエックスモバイルとの間のサービス利用契約は終了し、エックスモバイルはご利用者への本サービスの提供を終了します。
⑴第30条に基づきエックスモバイルがご利用者からの本サービスの解約申出を受領した場合
⑵エックスモバイルとの間の本件携帯電話回線契約が終了した場合
⑶前条に基づきエックスモバイルがご利用者との間のサービス利用契約を解除した場合
（本サービスの停止）
第33条
エックスモバイルは、エックスモバイルが適当と判断する方法によりご利用者に通知または周知することにより、本サービスの提供を一時的に停止することができるものとします。
2.エックスモバイルは、本サービスの提供に関するシステム上の故障、天災地変その他やむを得ない事由により、ご利用者に事前に通知または周知することなく、一時的に本サービスの提供を停止する場合があります。

（本サービスの終了）
第34条

エックスモバイルは、エックスモバイルが適当と判断する方法により事前にお客様に周知または通知することにより、本サービスの提供を終了することができるものとします。

（免責事項）

第35条

エックスモバイルは、本サービスの提供の遅延、変更、中断、停止若しくは終了、その他本サービスの利用に関連してまたは本サービスを利用できないことにより、ご利用者が不利益を被ったとしても、エックスモバイルの故意または重大な過失に起因する場合を除き、エックスモバイルは損害賠償責任およびその他の責任を負いません。

（連絡窓口）

第36条

本サービスの内容に関するご質問、その他ご利用に関する問い合わせ等については、エックスモバイルが別に定めるエックスモバイルの連絡先を窓口とします。

（合意管轄）

第37条

お客様とエックスモバイルとの間で本サービスまたは本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、エックスモバイルの本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

別表1

ご利用料金	平成26年10月10日以降に、サービス利用契約の締結または第5条第1項に基づく登録端末機の変更をされたお客様のご利用料金等	月額料金:639円（税抜） ①登録端末機の機種に応じて、エックスモバイルの指定に基づき上記の何れか一方の月額料金を適用します。ただし、第5条第2項または第3項に基づき登録端末機が変更された場合であって、変更後の登録端末機と従前の登録端末機の機種が異なる場合には、従前の登録端末機の機種に応じた月額料金が適用されます。 ②当該月におけるサービス利用契約のご契約日数が1ヶ月に満たない場合は、ご契約日数に応じた日割りとします。なお、月額料金の算出にあたり、その算出結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
お客様ご負担金		1回目のご利用時:5,000円（税抜） 2回目のご利用時:10,000円（税抜） ※保証のご利用回数は第12条（保証のご利用回数）

		をご参照ください。

エックスモバイル株式会社

もしも保証ベーシック　サービス利用規約

平成27年度3月31日版

エックスモバイル株式会社(以下「エックスモバイル」といいます)は、もしも保証ベーシックサービスご利用規約(以下「本規約」といいます)に基づき「もしも保証ベーシックサービス」(以下「本サービス」といいます)を提供致します。お客様は、本サービスの利用申込にあたり本規約をご確認のうえご承諾いただく必要があります。

(定義)
第1条
本規約において使用する用語の定義は以下の各号に定めるとおりとします。
(1) 通信端末機
エックスモバイルが発売元としてエックスモバイルの標章を適正に付したうえで販売した通信機器のうち、エックスモバイルが提供するもしもシークスサービスを利用するための通信機器本体(電池パック、付属品、外部メモリ媒体、その他の製品を除きます)
(2) 電池パック
エックスモバイルの販売する製品のうち、通信端末機の各種機能を動作させるための充電式電池
(3) 付属品
エックスモバイルの販売する製品のうち、通信端末機に対応した卓上ホルダ、および通信端末機の取扱説明書
(4) 本携帯電話回線契約
本サービスの利用申込に際してお客様が利用されるお客様ご名義の携帯電話回線にかかるもしもシークス契約
(5) サービス利用契約
本規約に基づきエックスモバイルとお客様との間で締結する本サービスの利用に関する契約
(6) ご利用者
エックスモバイルとサービス利用契約を締結されているお客様
(7) 登録端末機
本サービスに申込む通信端末機としてお客様が本サービスの利用申込の際に指定され、エックスモバイルの顧客管理システムに登録されたものであり、保証対象事故が発生した際に本サービスによる保証の適用を受けることができる通信端末機(第5条に基づき登録端末機が変更された場合は、変更後の通信端末機を登録端末機とします)
(8) 保証
登録端末機と同一機種および同一カラーの通信端末機(ただし、登録端末機と同一機種または同一カラーの通信端末機のご提供が在庫不足等の事由により困難な場合は、別途エックスモバイルが指定する機種またはカラーの通信端末機とします)を登録端末機の代替としてエックスモバイルからご利用者に提供すること
(9) 交換通信機
保証により、登録端末機の代替としてエックスモバイルがご利用者に提供する通信端末機。なお、交換

通信機は、原則として、他のご利用者が利用されていた通信端末機を本サービスに基づきエックスモバイルが回収し、通信端末機の製造会社にて修理したうえで、筐体を交換し新製品の出荷時と同様の状態に初期化したリフレッシュ品となります。
(10) 旧端末機
保証によりエックスモバイルが送付した交換通信機をご利用者が受領され、第5条に基づき交換通信機が新たな登録端末機となった以降における従前の登録端末機
(11) 無事故期間
最後に保証を受けられたときから次に保証を受けられるまでの期間（サービス利用契約成立後、一度も本サービスによる保証を受けられていない場合については、利用開始時点から最初に保証を受けられるまでの期間）
(12) 保証対象事故
登録端末機が正常にご利用いただけない状態となった原因のうち、保証を受けることができる種類の事故等
(13) 保証請求事由
保証のお申込み時に、登録端末機に生じた保証対象事故としてご利用者がエックスモバイルに申告された事由
(14) 利用開始時点
エックスモバイルとご利用者との間でサービス利用契約が成立した時点
(15) 保証対象期間
ご利用者が登録端末機について保証を受けることのできる期間
(16) 利用制限
ご利用者の承諾のもと、約款等に基づく端末ロック等により旧端末機または登録端末機の利用を制限するサービスまたは機能
(17) SIMロック
携帯電話機について、エックスモバイルが提供したSIMカードを差し込んだ場合にのみ当該携帯電話機の通信機能を利用できるようにする機能およびその設定
(18) SIMロック解除
SIMロックに対応した携帯電話機について、SIMロックの設定を無効化すること
（サービス概要）
第2条
本サービスは登録端末機について保証対象事故が生じた際に、ご利用者のお申出に基づきエックスモバイルがご利用者に対して保証を行うことを内容とするサービスです。
2. エックスモバイルは、エックスモバイルが適当と判断する方法によりご利用者に通知または周知することにより、本サービスまたは本規約の内容の一部若しくは全部を変更できるものとし、この場合、変更日以降は変更後の本規約またはサービス内容が適用されるものとします。
（申込条件）

第3条
お客様は、本サービスの利用申込にあたり、お申込み時点において以下に定める申込条件を満たしていただく必要があります。
(1) エックスモバイルとの間で約款等に基づき本件携帯電話回線契約を締結されていること
(2) 本件携帯電話回線契約について、エックスモバイルが提供するもしも保証ベーシックサービスに入会されていること。
(3) もしもシークスサービスのご利用料金その他支払債務をお支払期限内にお支払いただいていること。
(4) 本サービスに登録端末機としてお申込みいただく通信端末機を購入された日から起算して14日以内であること。
(5) 本サービスに登録端末機としてお申込みいただく通信端末機が、お客様がエックスモバイルまたはエックスモバイルの販売代理店より直接購入され、本件携帯電話回線契約に基づきお客様がもしもシークスサービスを利用されるための通信端末機としてエックスモバイルの顧客情報管理システムに購入情報が登録されているものであって、エックスモバイル若しくはエックスモバイルの販売代理店以外の第三者から譲渡若しくは貸与を受けたものではなくまたはお客様が拾得されたものではないこと。
(6) 本サービスに登録端末機としてお申込みいただく通信端末機が、保証対象事故その他の原因により正常にご利用いただけない状態にないこと。
(7) 本サービスに登録端末機としてお申込みいただく通信端末機が、第三者が紛失または盗難の被害に遭ったものではないこと。
(8) 本件携帯電話回線契約において、既に別の通信端末機を登録端末機として本サービスに申込まれていないこと。
2. 前項各号の申込条件を満たしていただいている場合であっても、お客様が以下のいずれかに該当するときは、エックスモバイルはお客様からの本サービスへの利用申込をお断りさせていただくことがあります。
(1)過去に本規約もしくはもしもシークス契約等に違反したことがある場合、または過去に本規約第32条に基づきエックスモバイルからサービスご利用契約を解除されたことがある場合
(2)その他エックスモバイルが不適切と判断した場合
3. 本件携帯電話回線契約において、本サービスへのお申込み以前に既に本サービスを利用されていたことがある場合は、以前利用されていた際の保証の利用履歴等が新たに締結されるサービス利用契約に引き継がれ、第12条に定める保証の利用回数に以前利用されていた際の保証利用回数が算入されます。
（申込方法）
第4条
本サービスの利用申込は、本規約にご承諾いただいたうえで、エックスモバイルが別に定める方法に従いエックスモバイルに対し行っていただく必要があります。
2. エックスモバイルは、前項に従いお客様より本サービスの利用申込を受けた場合は、エックスモバイ

ルが定める基準に従いお申込み内容を審査し、適正なお申込みであり申込条件を満たすと判断した場合は、本サービスの利用申込を承諾するものとします。なお、エックスモバイルによる承諾をもって、お客様とエックスモバイルとの間に登録端末機についてサービス利用契約が成立するものとします。
3. 本サービスにお申込みいただくことができる登録端末機の台数は、本件携帯電話回線契約1契約あたり1台とします。本サービスは、ご利用の通信端末機毎にお申込みいただく必要があり、登録端末機毎にサービス利用契約が成立します。登録端末機以外は、本サービスによる保証を受けることができませんのでご注意ください。
（登録端末機の変更）
第5条
ご利用者が、本件携帯電話回線契約に基づきもしもシークスサービスをご利用いただくために登録端末機に替えて（または加えて）新しい通信端末機を購入された場合で、従来の登録端末機に替えて当該新しく購入された通信端末機を登録端末機とされることを希望される場合は、エックスモバイルが別に定める方法に従い登録端末機の変更をエックスモバイルにお申出いただくものとします。なお、本項に基づき登録端末機を変更される場合は、第3条1項（4）および当該新しく購入された通信端末機について第3条1項（5）～（8）に定める各条件を満たしていただく必要があります。
2. 本サービスの保証により交換通信機に変更された場合は、交換通信機が従来の登録端末機に替えてご利用者の新たな登録端末機となります。
3. 前三項に定める場合を除き、登録端末機は変更することはできません。
（変更事項の届出）
第6条
ご利用者は、本サービスのご利用にあたりエックスモバイルに届出ていただいた事項に変更が生じた場合は、エックスモバイルが別に定める連絡先に速やかにその変更を届出るものとします。
（債権の譲渡等）
第7条
ご利用者（エックスモバイルが指定するご利用者を除きます。）は、エックスモバイルが本サービスのご利用料金（以下「ご利用料金」といいます。）および第26条に定める違約金の債権を、エックスモバイルが定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することを承認していただきます。この場合において、エックスモバイルおよび請求事業者は、ご利用者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
2ご利用者は、エックスモバイルが前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所および契約者識別番号等の情報（請求事業者がご利用者へ料金を請求するために必要な情報であって、エックスモバイルが別に定めるものに限ります。）並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号等（請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、エックスモバイルが別に定めるものに限ります。）をエックスモバイルが請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
3ご利用者は、エックスモバイルが第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求

事業者への支払状況に関するものであって、エックスモバイルが別に定めるものに限ります。）を請求事業者がエックスモバイルに提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
（ご利用料金）
第8条
ご利用者には、ご利用料金として、サービス利用契約1契約につき別表1に定める月額料金およびお客様ご負担金を所定の支払期日までに支払っていただきます。
2. エックスモバイルは、エックスモバイルが適当と判断する方法により事前にご利用者に通知または周知することにより、前項に定めるご利用料金の一部または全部を変更することができるものとします。この場合、変更日以降（月額料金については変更日が属する月以降とします）は変更後のご利用料金が適用されるものとします。
3.第16条第6項第1号または第2号に基づきエックスモバイルがご利用者にSIMカード等をお送りする場合は、第1項に定めるご利用料金に加えて、約款等に定めるカード発行手数料を別途お支払いただく必要があります。
（ご利用料金の精算方法）
第9条
ご利用料金および第25条に定める違約金を、本件携帯電話回線契約の料金と同一の請求書にてご利用者にご請求致します。ただし、ご利用者が本件携帯電話回線契約の料金についてクレジットカードによるお支払を選択されている場合は、上記にかかわらず、本件携帯電話回線契約の料金と同様に、ご利用者が指定されたクレジットカード会社から請求されます。
2.ご利用者は、ご利用料金または第25条に定める違約金（第7条の規定により、エックスモバイルが請求事業者へ譲渡した債権を含み、延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていいただきます。
ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
4. 本規約に別段の定めがある場合を除き、ご利用料金および第25条に定める違約金の請求、支払については、本件携帯電話回線契約にかかるもしもシークスサービス契約約款の定めを準用するものとします。
（通信料）
第10条
エックスモバイルは、お客様から本サービスの利用申込を受けた場合またはご利用者への本サービスの提供にあたり、本件携帯電話回線契約の携帯電話番号またはメールアドレスに対し、電子メールまたはショートメッセージをお送りする場合があります。
2. 前項に基づきエックスモバイルがお客様にお送りする電子メールの受信にかかる通信料、その他本サービスの利用申込または本サービスの利用に際し発生する通信料は、お客様のご負担となります。
（保証対象期間）
第11条

保証対象期間は、利用開始時点から第32条に基づきサービス利用契約が終了する時点までとします。
（保証のご利用回数）
第12条
保証にお申込みいただいた日を基準として過去1年間（登録端末機の変更、ご利用料金の変更がなされた場合などでも、期間はリセットされません）に、本件携帯電話回線契約に係るサービス利用契約に基づき既に2回保証を受けられている場合は、保証をご利用いただくことができません。
2.本件携帯電話回線契約において、本サービスへのお申込み以前に既に本サービスを利用されていたことがある場合は、以前利用されていた際の保証の利用履歴等が新たに締結されるサービス利用契約に引き継がれ、前項に定める保証の利用回数に以前利用されていた際の保証利用回数が算入されます。
（本サービスによる保証範囲）
第13条
保証対象事故の範囲は以下に定めるとおりとします。
⑴登録端末機の自然故障（取扱説明書、添付ラベル等の注意書にしたがった正常なご使用状態のもとで、発生した故障）
※ 購入から1年以内の登録端末機の自然故障はメーカー保証で保証されます。（本サービスによる保証の対象外）
⑵火災による焼失、水濡れ、その他偶然の事故による登録端末機の全損または一部の破損
（保証の対象とはならない場合）
第14条
前条にかかわらず、以下に該当する場合は保証を受けることはできません。
⑴保証請求事由が保証対象期間外に発生したものであるとき

(2)登録端末機における保証対象事故の発生を理由として、エックスモバイルが提供する他のアフターサービスを既に利用されているとき
(3)保証のお申込みが第28条に定める禁止事項のいずれかに該当するとき
(4)過去に本規約への違反があり、保証のお申込み時においてなお当該違反が是正されていないとき
(5)過去に本サービスにおいて同一名義のご利用者の保証のお申込み内容に虚偽申告があったとエックスモバイルが判断したとき
(6)保証請求事由が登録端末機の消耗、変質、変色等による損害(電池パックの消耗を含みます)であるとき
(7)保証請求事由が、登録端末機の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で登録端末機の機能に影響が生じていないものであるとき
(8)登録端末機が加工、改造、解析(ソフトウェアの改造、解析(ルート化等を含む)、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含む)されたもの、またはエックスモバイルが指定する正規の修理拠点以外で修理されたものであるとき
(9)保証請求事由が登録端末機の誤使用により生じたものであるとき
(10)保証請求事由が登録端末機または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・ICカード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害であるとき
(11)保証請求事由がコンピューターウィルスによる障害に起因するものであるとき
(12)保証請求事由がご利用者若しくはご利用者より正当な権限を与えられた登録端末機の使用者の故意または重大な過失により発生したものであるとき
(13)保証請求事由が地震、噴火、津波、河川の氾濫および流出による洪水により発生したものであるとき
(14)保証請求事由が戦争、暴動またはテロにより発生したものであるとき
(15)保証請求事由が差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき
(16)保証請求事由が核燃料物質、放射能汚染により発生したものであるとき
2. 前条にかかわらず、お支払期限を経過してもなおお支払いただいていないご利用料金(同一のご利用者名義の他のサービス利用契約にかかるご利用料金を含みます)があるときは、保証を受けることができない場合があります。
3.本サービスは、登録端末機の紛失等に起因する登録端末機の不正使用によってご利用者または第三者に生じる損害を保証するものではありません。
(保証のお申込み方法)
第15条
登録端末機について保証対象事故が発生し保証を受けることを希望される場合は、エックスモバイルが別に定めるエックスモバイル連絡先にお電話によりご利用者ご本人から保証をお申込みいただく必要があります。エックスモバイルショップ等の実店舗ではお申込みいただけませんのでご注意ください。な

お、保証のお申込み受付にあたり、ご利用者ご本人からのお申込みであることを確認させていただきます。
2.保証のお申込みは、保証対象事故が発生してから30日以内に行っていただく必要があります。
3.火災による焼失を保証請求事由として保証をお申込みいただく場合または保証のお申込み時点において第20条に基づく旧端末機の送付が困難であるとエックスモバイルが認めた場合は、保証対象事故の発生日から起算して30日以内に、消防署等公的機関へ当該保証請求事由の発生について届出をされている必要があります。
4.ご利用者は、保証のお申込みにあたって、エックスモバイルが第19条の規定により旧端末機または保証を申込まれた登録端末機の利用制限をする場合があることについてあらかじめ承諾をしていただく必要があります。ご利用者がこれに承諾いただけない場合、エックスモバイルは保証のお申込みを受け付けません。
5.保証のお申込みにあたって、エックスモバイルから交換通信機をお送りする前に、エックスモバイルが指定する書類をご提示いただく場合があります。
（交換通信機の送付）
第16条
エックスモバイルは、前条に基づきご利用者から保証のお申込みを受けた場合は、ご申告内容を精査し、保証の対象となると判断した場合は、保証を申込まれた登録端末機1台につき以下に定める製品を、保証のお申込み時にご利用者が指定された住所（日本国内の住所）にエックスモバイルが別に定める方法によりお送り致します。
⑴保証を申込まれた登録端末機の交換通信機1台
⑵上記交換通信機の電池パック1個
2.前項に基づきエックスモバイルがご利用者に提供する交換通信機は、原則として保証を申込まれた登録端末機と同一機種および同一カラーとします。ただし、登録端末機と同一機種または同一カラーの通信端末機のご提供が在庫不足等の事由により困難な場合は、別途エックスモバイルが指定する機種またはカラーの通信端末機とします（これにより、ご利用者は、交換通信機においてご利用いただける機能、サービスまたは料金等が変更になる場合があることをご了承いただきます）。
3.第1項に基づきエックスモバイルが提供する交換通信機のOSのバージョンはご利用者が保証を申込まれた登録端末機のバージョンと異なる場合があります。
4.第1項に基づきエックスモバイルが提供する交換通信機には、電池パックのほかは原則として付属品その他の製品は含まれないものとします。ただし、第2項ただし書きに基づきエックスモバイルがご利用者に対し、保証を申込まれた登録端末機と異なる機種の通信端末機を交換通信機として提供する場合は、当該機種の付属品各1個も併せてお送り致します。
5.エックスモバイルが前条に基づく利用者からの保証のお申込みを受け付けた時点において、エックスモバイルの指定する手続きにより登録端末機につきSIMロック解除がなされている旨をエックスモバイルの顧客管理システムにおいて確認できた場合には、エックスモバイルは、第1項に基づきご利用者に提供する交換通信機についても、原則としてSIMロック解除がなされた状態でこれを提供するものとしま

す。
6.以下のいずれかに該当する場合、エックスモバイルは、交換通信機とともに本件携帯電話回線契約の携帯電話番号を登録したSIMカードをお送り致します。
(1)登録端末機と共にエックスモバイルが提供したSIMカードも焼失した場合
(2)登録端末機の水濡れ、その他偶然の事故による全損または一部の破損によりエックスモバイルが提供したSIMカードがご利用いただけなくなった場合
(3)エックスモバイルが、本条第2項ただし書きの規定に基づき保証を申込まれた登録端末機と異なる機種の通信端末機を交換通信機として提供する場合で、エックスモバイルが提供したSIMカードの交換が必要となる場合
7.ご不在または届出られた住所の誤り等により、エックスモバイルが別に定める期間を経過しても交換通信機の再配達が完了しなかった場合は、保証の申込は取り消されたものとみなします。
8.第6項の規定に基づきSIMカードをお送りした場合、SIMカードの送付日の翌日から起算して20日を経過するまでの間(以下「開通期限」といいます)に、ご利用者が自ら当該SIMカードにつきエックスモバイル所定の開通手続き(当該SIMカードに登録された携帯電話番号にかかる本件携帯電話回線契約に基づく電気通信サービスの利用を可能な状態とするための手続きを指すものとし、以下「開通手続き」といいます)を実施されない場合には、開通期限経過後エックスモバイルが指定する時点をもってエックスモバイルにおいて当該SIMカードの開通手続きを実施することができるものとします。
9.前項の規定に基づきエックスモバイルが開通手続きを実施したことにより、ご利用者または第三者が何らかの不利益(旧端末機内に記録されたデータ(※)にかかる損害を含む)を被ったとしても、エックスモバイルは損害賠償責任その他の責任を負いません。
(※)発着信履歴・電話帳データ・電子メールデータ・画像データ・音源データ・おサイフケータイのICカード内のデータその他一切のデータを含み、第21条第1項においても同じとします。
(交換通信機の保証期間)
第17条
前条に基づきエックスモバイルがご利用者にお送りした交換通信機は、旧端末機のご購入時に添付されていた保証書に定める保証期間中は、ご利用者のお申出により、当該保証書に基づき無料修理をさせていただきます。
電池パックは「交換通信機お届けのご案内」に記した保証申込日から3ヶ月間、付属品は1年間、ご利用者から不具合のお申出があり、その不具合がエックスモバイルによる検査により認められた場合は、無料交換をさせていただきます。
2.ご利用者は、前条に基づきエックスモバイルがご利用者にお送りした交換通信機、電池パックまたは付属品について、受領された時点で破損その他不具合を発見された場合または送付後14日以内に自然故障が発生した場合は、エックスモバイルが別に定める期間内にその旨をエックスモバイルに申出るものとし、エックスモバイルの指示に従い当該不具合の発見された交換通信機、電池パックまたは付属品をエックスモバイルに返送するものとします。エックスモバイルは特段の事由がある場合を除き、本項に基づきご利用者より交換通信機、電池パックまたは付属品がエックスモバイルに返送され、当該交換

通信機、電池パックまたは付属品に不具合若しくは自然故障が認められた場合は、ご利用者に対し交換通信機と同一機種の通信端末機、電池パックまたは付属品を別途お送りすることにより、無料交換を致します。本項に基づきエックスモバイルが定める期間内にご利用者よりお申出のなかった不具合または自然故障については、後日ご利用者からのご申告があった場合でも、第1項に定める保証書に基づく無料修理その他エックスモバイルが提供するアフターサービスによる場合を除き、無料交換の対象外とします。なお、本項に基づく交換通信機等の無料交換は、第12条に定める保証の利用回数に算入されません。

（旧端末機の所有権の移転）

第18条

旧端末機およびその電池パックの所有権は、第16条に基づきエックスモバイルのお送りした交換通信機をご利用者が受領された時点で、エックスモバイルに移転されるものとします。

（旧端末機の利用制限）

第19条

エックスモバイルは、次のいずれかに該当するときエックスモバイルの判断により、旧端末機または保証を申込まれた登録端末機について、ご利用者または第三者による利用を制限する場合があります。

(1)火災による焼失を保証請求事由として保証をお申込みいただいたときまたは保証のお申込み時点において第20条に基づく旧端末機の送付が困難であるとエックスモバイルが認めたとき

(2)第20条に定める送付期限までに旧端末機がエックスモバイルに送付されないとき

(3)保証のお申込み受付後、当該お申込みにおいて虚偽の登録、届出若しくは申告があったとエックスモバイルが判断したとき

(4)前条に基づきエックスモバイルに所有権が移転した後において、エックスモバイルが利用制限することを判断したとき

2.本条の規定はエックスモバイルが旧端末機または保証を申込まれた登録端末機の利用制限をすることをご利用者にお約束するものではなく、また、エックスモバイルは旧端末機または保証を申込まれた登録端末機の利用制限をする義務を負うものではありません。

3.エックスモバイルは、エックスモバイルが旧端末機または保証を申込まれた登録端末機の利用制限をしたことにより、またはエックスモバイルが旧端末機または保証を申込まれた登録端末機の利用制限をしなかったこと若しくは利用制限ができなかったことにより、ご利用者または第三者が何らかの不利益を被ったとしても、ご利用者はご自身の責任において解決するものとし、エックスモバイルは損害賠償責任その他の責任を負いません。

（旧端末機等の送付）

第20条

ご利用者は、第16条に基づきエックスモバイルがお送りした交換通信機を受領されたときは、保証請求事由が火災による旧端末機の焼失である場合または保証のお申込み時点において旧端末機の送付が困難であるとエックスモバイルが認めた場合を除き、エックスモバイルが別に定める期限（以下「送付期限」といいます）までに、旧端末機およびその電池パックをエックスモバイルが定める方法によりエックス

モバイルに送付するものとします（エックスモバイルが提供したSIMカード等、外部メモリ媒体および付属品その他の製品を除いた状態で送付してください）。
2.前項の規定にかかわらず、第16条第6項に基づきSIMカード等を受領されているときは、前項に定める旧端末機の返還とともに旧端末機に装着されていたSIMカード等も送付していただきます。
3.万一、ご利用者がエックスモバイルの指定する物品等以外のものを送付された場合、エックスモバイルは、ご利用者が当該送付された物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、当該物品等をエックスモバイルが適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、ご利用者はこれに異議を唱えないものとします。エックスモバイルはご利用者に対し、当該物品等および当該物品等に含まれる情報等の取扱いおよび返送について責任を負いません。
（旧端末機の内部データの消去）
第21条
旧端末機の送付時には、旧端末機内に記録された一切のデータ（※）をご利用者において事前に全て消去してください。お送りいただいた旧端末機にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害についてエックスモバイルは一切の責任を負いません。また、旧端末機内に記録されていたデータの交換通信機への移行は、ご利用者自身の責任で実施するものとします。
（※）通信端末機の出荷時点で記録されていたもの等ご利用者において消去できないデータを除きます。
2. 旧端末機がおサイフケータイの場合は、ICカード固有の番号が、全てのおサイフケータイ対応サービス提供者に開示される場合がありますのでご了承ください（ご利用者の氏名、住所、ご利用内容等は開示されません）。
（確認書等の返送）
第22条
エックスモバイルが指定した場合、ご利用者は、交換通信機とともにエックスモバイルがご利用者にお送りする確認書等にご署名のうえ、第20条に基づき旧端末機を送付する際に併せてこれをエックスモバイルに返送するものとします。
2.前項にかかわらず、以下のいずれかの事由に該当し、エックスモバイルが指定した場合、ご利用者はエックスモバイルが定める方法により旧端末機以外の確認書等を送付期限までにエックスモバイルにご返送いただきます。
⑴火災による旧端末機の焼失を保証請求事由として保証を申込まれた場合
⑵保証のお申込み時点において第20条に基づく旧端末機の送付が困難であるとエックスモバイルが認めた場合
（届出書の送付）
第23条
エックスモバイルは、前条第2項各号に定める事由により送付期限までに旧端末機をご送付いただけない場合、消防署等公的機関へ保証請求事由の発生について届出をされた際の届出書の送付をご利用者に要請する場合があります。ご利用者の交付請求にかかわらず消防署等公的機関より届出書が交付

されない場合は、受理番号または公的機関の受付担当者名等を確認書に記載していただきます。
2.前項に基づき届出書をお送りいただいた後であっても、旧端末機が発見された場合は、第20条に従い速やかにこれをエックスモバイルにご送付いただく必要があります。
（送料）
第24条
本サービスのご利用に伴う送料は、原則としてエックスモバイルの負担とします。ただし、ご利用者が旧端末機またはエックスモバイルが指定する書類をエックスモバイルが定める方法以外の方法により送付される場合は、当該送付にかかる送料はご利用者のご負担となります。
（違約金）
第25条
ご利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、別途所定の支払期日までに違約金として30,000円（税抜）をお支払いただきます。
(1)第20条または第23条の定めに違反し、旧端末機または届出書を送付期限内にエックスモバイルに送付されなかった場合
(2)保証のお申込み後に旧端末を返送いただけなくなった場合
(3)保証のお申込みを取消されたにもかかわらず、第27条の定めに違反しエックスモバイルが送付した交換通信機等をエックスモバイルの指定した期限までにエックスモバイルに返送されなかった場合
(4)第28条1項1号、3号の定めに違反して保証を申込まれた場合
2.エックスモバイルは、ご利用者にお支払いただいたご利用料金および違約金については、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。
（旧端末機の再生利用）
第27条
本サービスに基づきご利用者よりお送りいただいた旧端末機は、製造会社において故障部分を修理等し、筐体を交換して新製品の出荷時と同様の状態に初期化したうえで、本サービスにおける交換通信機としてエックスモバイルから他のご利用者に提供する場合がございます。
（保証の中止）
第27条
第15条に基づき保証をお申込みいただいた場合であっても、正当な理由があるとエックスモバイルが認めるときは、エックスモバイルが送付した交換通信機等の梱包を開封されていない場合でかつ保証の申込後8日以内にお申出いただいた場合に限り、ご利用者は保証の申込を取消すことができます。この場合ご利用者は、エックスモバイルが別途指定する期間内にエックスモバイルが第16条に基づき送付した交換通信機等をエックスモバイルに返送するものとします。
（禁止事項）
第28条
ご利用者は、本サービスのご利用にあたり以下の行為を行わないものとします。
(1)本サービスの利用申込時、本サービスにおける保証の申込時、その他本サービスのご利用にあたり、

虚偽の登録、届出または申告を行うこと。
(2)他者になりすまして本サービスを利用する行為。
(3)本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
(4)サービス利用契約により生じた権利若しくは義務またはサービス利用契約に関する契約上の地位を、エックスモバイルの承諾なく第三者に譲渡若しくは承継する行為。
(5)エックスモバイル若しくは第三者の知的財産権、所有権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
(6)第三者のプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
(7)エックスモバイル若しくは第三者を誹謗中傷し、名誉若しくは信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為。
(8)他のご利用者による本サービスの利用を妨害する行為。
(9)本サービスの提供に関するエックスモバイル若しくは第三者の設備に無権限でアクセスし、過度な負担を与え、その他本サービスの提供およびその運営に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為。
(10)エックスモバイルの営業活動を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
(11)エックスモバイルまたは第三者に不利益若しくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
(12)犯罪行為若しくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
(13)上記各号の他、法令、公序良俗、本規約若しくは約款等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
(お客様情報の利用)
第29条
エックスモバイルは、保証の申込受付時に必要と判断した場合は、第23条に定める届出書以外に、各種確認書類(ご購入時の領収書、本人確認書類等)の写しの提出をご利用者に求める場合があります。
2.エックスモバイルは、本サービスの提供にあたり取得するご利用者の個人情報(当該情報によりまたは他の情報と照合することにより、ご利用者本人を識別し得る情報をいいます)をエックスモバイルが別途定める「お客様の個人情報に関するプライバシーポリシー」に従い取り扱います。
(ご利用者からの解約申出)
第30条
ご利用者は、本サービスの解約を希望されるときは、エックスモバイルが別に定める方法に従いエックスモバイルに対して本サービスの解約を申し出るものとします。
(エックスモバイルからの解除)
第31条
エックスモバイルは、ご利用者が以下のいずれかに該当した場合、催告することなくご利用者とエックスモバイルとの間のサービス利用契約を解除することができるものとします。

(1)第8条に定めるご利用料金または第25条に定める違約金その他本サービスにより生じた債務を、お支払期日を経過してもお支払いただけない場合
(2)第28条に定める禁止行為のいずれかに該当する行為を行った場合
(3)前各号の他、本規約のいずれかに違反した場合
(4)約款等または本規約に基づく変更の届出を怠る等の事由により、ご利用者のご連絡先が不明となり、エックスモバイルからご利用者に対するご連絡が不能になったとエックスモバイルが判断した場合
(5)その他本サービスのご利用状況が不適格であるとエックスモバイルが判断した場合

(サービス利用契約の終了)

第32条

ご利用者が以下に定める事項のいずれかに該当した時点をもって、ご利用者とエックスモバイルとの間のサービス利用契約は終了し、エックスモバイルはご利用者への本サービスの提供を終了します。
(1)第30条に基づきエックスモバイルがご利用者からの本サービスの解約申出を受領した場合
(2)エックスモバイルとの間の本件携帯電話回線契約が終了した場合
(3)前条に基づきエックスモバイルがご利用者との間のサービス利用契約を解除した場合

(本サービスの停止)

第33条

エックスモバイルは、エックスモバイルが適当と判断する方法によりご利用者に通知または周知することにより、本サービスの提供を一時的に停止することができるものとします。
2.エックスモバイルは、本サービスの提供に関するシステム上の故障、天災地変その他やむを得ない事由により、ご利用者に事前に通知または周知することなく、一時的に本サービスの提供を停止する場合があります。

(本サービスの終了)

第34条

エックスモバイルは、エックスモバイルが適当と判断する方法により事前にお客様に周知または通知することにより、本サービスの提供を終了することができるものとします。

(免責事項)

第35条

エックスモバイルは、本サービスの提供の遅延、変更、中断、停止若しくは終了、その他本サービスの利用に関連してまたは本サービスを利用できないことにより、ご利用者が不利益を被ったとしても、エックスモバイルの故意または重大な過失に起因する場合を除き、エックスモバイルは損害賠償責任およびその他の責任を負いません。

(連絡窓口)

第36条

本サービスの内容に関するご質問、その他ご利用に関する問い合わせ等については、エックスモバイルが別に定めるエックスモバイルの連絡先を窓口とします。

(合意管轄)

第37条

お客様とエックスモバイルとの間で本サービスまたは本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、エックスモバイルの本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

別表1

ご利用料金	平成26年10月10日以降に、サービス利用契約の締結または第5条第1項に基づく登録端末機の変更をされたお客様のご利用料金等	月額料金:539円(税抜) ①登録端末機の機種に応じて、エックスモバイルの指定に基づき上記の何れか一方の月額料金を適用します。ただし、第5条第2項または第3項に基づき登録端末機が変更された場合であって、変更後の登録端末機と従前の登録端末機の機種が異なる場合には、従前の登録端末機の機種に応じた月額料金が適用されます。 ②当該月におけるサービス利用契約のご契約日数が1ヶ月に満たない場合は、ご契約日数に応じた日割りとします。なお、月額料金の算出にあたり、その算出結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
お客様ご負担金		1回目のご利用時:5,000円(税抜) 2回目のご利用時:10,000円(税抜) ※保証のご利用回数は第12条(保証のご利用回数)をご参照ください。